第2回臨時会

議会の意思は変わらなかった

定時 例会(3 8 月 開 23 魔権され、 目 月 23 第 2 旦• 先の 口 臨

員 された教育委員会の委 時会(3月 の任命に関する人事 日) に提 出

いて地方自治法や議に至るまでの過程に たとするものである。 議 起立表決から議 規則に違反があ 0 会 お 決 0

地方教

育

行 政

0)

組 律 織

おいて違反したとの

な事実はなく、

委員会が任

命

すると規

委員

のうちから教育

教育委員会

16

条第2項では、

お

定

案が再議に付された。

理由は、 起立表決に 先の議

町 長 から提出され た 第 及び運営に関する法

育長は当該

で可 とする判 は 適切な議決であ 断を賛成多数 いった」

質 再議理由 【関連記事】 疑 2ページ 3 3ページ

4ページ

はない。 委員を選任 会は教育委員 はする立 場 숲 0

の二つの

が方法が

(議員・職員のための

議

輪

正

邦

反

対

会運営の実際 11

(自治日

平

野

積

替

成

L

て

ことになります。

枝

村

和

秋

替

成

たな教育委員会の委員 選任されることを期

教育委員会の存在意義: 委員の人事案件を審 したのである。 ではなく、教育委員会の 人事案件を審 よび臨時会で教育 の教育政 策方針 議 は したの 長 を 議 \mathcal{O} ついては、

吉田町議会

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 電話〈0548〉33-2141

ある。 ならず、議会はそれを拒は再議に付さなければ に違反したと認めた時 議会が法令や会議規則 否することはできな \mathcal{O} 方法に関

げ長の見解をただし、

違

吉

永

滿

榮

反

対

法性がないと認めるとき

佐

藤

正

司

反

対

は前の議決通り可決する

について採決する。 のとおり決定する」こと については、「先の議 等に違反した場合の再議 え又は議決の内容が法令 議決事項が権限を超 決

国町村議会議長会編 書式例第三次改定版 を議題として採決する。 行うということで、 に違反した場合の再議に 権限を越え又は法令等 地方議会議事次第書 議 決 の手続き等 改めて審議を 原案 全 が け

4項(*)により、町長は◎地方自治法第76条第 再議ってなに?

平成24年9月発行 責任者 議長 八木 栄

地方自治法第176

会の議 通 地 方 公 共団

増

田 剛

士

替

成

*

又は再選挙を行 してこれを再議 寸 は、 反 若 \mathcal{O} ればならない 体の長は、 す しくは会議規則に 権 当該普通地 限を超え又は法令 ると認 決又は選挙がそ 一議に付し めるとき 体の 方公共 第4項 議 違

件

名

案

第38号議案吉田町教育委員会の委

員の任命につき同意を求めることに

議

(再議)

ついて

は

議

再議に付される理

由 て ま 客

議会は、

先の

定例会お

会である。

陽書房)

案するの

は、

教育委員

一道著作の不無を耳いっ	で韋去生の有無を取り上は、再び審議し、この中	のに、長が再議した語に仕ている。	事義こ寸すべき事由がな が、以下の記述がある。	今
	大塚邦子	増田宏胤	河原崎曻司	藤田和寿
	反対	賛成	反対	賛成

*表決結果は「先の議決は適切な議決であったとすること」に対する賛否を示した。

杉

本

幸

正

替

成

Щ

内

均

替

成

第38号議案会議録 ~議決に関する議長発言~

○議長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 「替成者起立〕

〇議長 賛成6名です。

議長の私でございますが、私は反対といたします。

したがって、本案は不同意ということになりました。



再議理由(第38号議案の議決に対して)の主旨と論点

1 吉田町議会会議規則第77条第2項違反

再議理由の主旨	論点
起立表決において、起立者の多少を判断できないよ	吉田町のような少ない議員数(議長
うな場合(いわゆる起立者と起立しなかった者が同数	を除き12人) の議会において、起立
の場合)議長は、 <u>記名又は無記名の投票で表決を採ら</u>	者の多少を判断できないような場合
<u>なければならない。</u>	とは如何なる時か。

2 地方自治法第116条第1項違反

再議理由の主旨	論点
起立表決は「起立者の多少を認定するもの」であり、	起立していない者を反対とみなし
起立しなかったすべての者を反対とみなすことはで	て可否同数と判断できないのか。
きないものである。起立採決後、その結果をもって、	
直ちに「可否同数」と判断することはできない。よっ	
て、議長裁決はできない。	

3 地方自治法第116条第2項違反

再議理由の主旨	論点
本件の議長の議事運営は、議長の裁決に係る宣言	起立表決の結果を宣言した後に
は、ただ単に「賛成6名です。」と起立表決の結果を	「議長の私」と議長としての判断を述
宣言したに止まり、採決結果を宣言していない。よっ	べている。これが、起立表決に加わっ
て、議長は、明らかに議員として表決に加わっている	たことになるのか。
ものと判断する。	

【関連法令および会議規則】

1 地方自治法

- 第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出 席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

2 吉田町議会会議規則

- 第77条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
 - 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

第38号議案の再議における質疑の要約

	質 問	答弁
過去の	全国の地方議会でも、吉田町議会でも過去同	当時、自治法176条第4項に頭がいか
例につ	じ議事進行で議長裁決した例がある。	なかった。申し訳ない。過去の議案を再
いて	なぜ今回は再議に付すのか。	議に付すかは議長と相談する。
今回の 再議に ついて	正式には再議にかける時期の指定は無いが、 通常は次の定例会で掛けるようになっている。なぜ、今(8月23日)なのか。 違反ではないかと気づいたのはいつか。 吉田町議会(表決権を持つ議員数:12人) の場合、起立者が6人であれば、起立してい	違反ではないかと気づいたのは最終的に7月中旬である。気づくのが遅かったことは、ひとえに私の能力不足である。 起立表決は「起立者の多少」を判断するものである。多いか少ないかを判断する
	ない者と同数と判断できると思うが。	ものであるから、同数の場合は多少を判 断できないと解釈すべき。
再議の	会議規則には「起立者の多少を認定しがたいとき」が如何なる時であるかの記載はない。 解説書*には議員数が多くて一見して過半数を判断しかねる時などの例を挙げている。吉田町のように明らかに判断できる場合はそれに当たらないと考える。	多いか少ないかを判断する時に、同数は 含まず、同数の場合は、多少を認定しが たいときと解釈すべき。
違反性て	可否同数に関して、議員必携には起立表決で 起立していない者は否とみなすとある。ま た、会議規則では白票は否とするとしてい る。よって、起立者が6人であれば、可否同 数と判断できると考える。	議員必携の記載は認識しているが、起立 者の多少の認定において、同数の場合 は、本当に可と否が同数であるかを確認 しない中では可否同数は決められない と考える。
	再議書に議長は「起立表決の結果を宣言したに止まり」と記載しており、町は、議員による起立表決は終わったことを認めている。その後「議長の私」として議長裁決を行ったので採決に加わってはいない。 今回の件は解釈の違いによるものである。そ	議長は可否同数を決定する前に反対の 意思を表明したのであるから採決に加 わったものと考える。 一般的な法律解釈に従えば、町の認める
	れを再議に付すべき客観的事実とみなすの には問題がある。	違反との結論に結びつくと考えている。

* 解説書:法律の解釈に関する参考文献

枝村和秋 議員 本件は、3月議会定 例会において慎重に審 が進され、賛成・反対双 活され、賛成・反対双 活方も聞いたが、議決 にいる議員にとった。可否 にいる議員にとって可 であり、

増田剛士 議員 当町議会は、起立表 次の際、人数の確認が 容易である。当該議案 の表決は、賛成起立者 の表決は、賛成起立者 が明白である。 また、議長裁決の手 また、議長裁決の手

人数の確認は可能☆起立表決において

貧成討論

考え、 よって 議決は 適

いない。

決定することに賛成で 先の議決のとおり 正 لح

増田宏胤

の裁: でき、議長の判断に対し であると判断する。 員はなく実質的に瑕疵 いても、異議を唱える議 反対なのかの確認につ ない議員が、棄権なのか れていないこと、起立し て議員から異議が出さ おり、可否同数が議場に るが、6人と明言されて 発言が問題視されてい いる議員にとって確認 (かし)のない議事運営 再議書の理由に、 決における議長の

ることはないと考える。 きが、法令に違反してい って議決する手続

山内均

出席議員の過半数でこ 第1項」議会の議事は、 れを決し、可否同数の時 地方自治法第 116 条

> による。 は 議長の 決するところ

> > 基づくものでは

なく、 再

れるが、その理由の如何 とある。 ればならない』(抜粋) 投票で表決を採らなけ 多少を認定し難いとき、 になる。議長が起立者の 反対とみなされること にかかわらず実質的に 保留者、棄権者等も含ま の中には、反対者、態度 宣言する。起立しない者 多少を認定して可否を させ、議長が、起立者の 立 表決は、賛成者を起立 議員必携」では、『

理であると判断する。 ときに充てるには不合 なし、多少を認定し難い 判断ができるものとみ員数12人であり客観的 吉田町議会は出席 議

$\stackrel{\wedge}{\sim}$ 客観的事実に基づ くものではない

平野 観的事実(例えば、定足 数不足での議決など) に 今回の違反理由は一野積 議員 は 客

3

議会は、

法令や会議

のもとで、

議決を取り

とする。

付するとし

て反対討

幸正

ため法律どおり再議に

町政運営を正

規則で網羅できない部

すべきである。

ある。 挙げて作成したものでれる見解のみを理由に との結論に結び付けら の中から「違反である」 理由はその多くの見解 まな見解があり、今回の じ方法で議事を進めて吉田町議会でも過去同 る議事の進め方であり、 て一般的に行われてい 全国の地方議 治法の文言にはさまざ いる。会議規則や地方自 議に付するに値しない。 号議案の審 会におい

藤田和寿 議員

事実はない 逆の結果とした客観的 内容の間違いや議決を 2 く 1 再議理由としている。 説の中から一説を用 手続きに問題はない。 起立採決から議決 違反の指摘は、議決 有権解釈(*)ではな 実務の助言である諸 0

> 行った。 合理的な運営で 分を、会議経験を生か 議 事 を L

議決のとおりである。 く議決している。 員全員が認め、異議もな 4 以上の理由から、先の 議長裁決結果に、 議 0

国家機関によって行 わ れる法の解釈。

反 対討 論

違反を認め議決を 取り直すべき

 $\frac{1}{2}$

あり、 立場からも、法律制民主主義を堅持、 がある。 今回町から挙が 思を決定する重い責任 令・会議規則に則り議決 った点については、 会として常識的判断 する必要がある。指摘が 大塚邦子 議会には町 気が付いた以上議 法律・法 \mathcal{O} 寸 体意 議会

佐藤正司

法令に則った議会運営 直し、今後は会議規則、 から、改めて議決をやり たので反対する。 をしていくべき。 再議に付されたのだ 手続きに違 反 が あ

吉永滿榮

あり、 る制度と理解する。違法 否権である。これは町長のやり直しを求める拒 営の停滞と混乱を避け な確保を図り町政の 調整と議決などの と議会との意見対立 理由を示し、これを再議 4項による再議は、そのあり、自治法第176条第 決方法をどうする は、改めて可否同 に付すものとして、審議 第 38 号議案の 自治法第 176 数の採 かで 議 適 運 正の

河原崎曻司

化を望 法 第 116 その手法に少し違い た。今回町当局から出さ 違反がある。 77 あり、吉田町議会規則第 れた参考資料を読んで、 \mathcal{O} 中で、厳しい判断をし 条第2項、 可 '否同数ということ 条1項、2項に 議会の正常 地方自治 が

ため 様の表決結果であった 1および2を理由とししても前記再議理由の とについて(再議)に関 につき同意を求めるこ 育 て再議に付されたが、 委員会の委員の任 第 詳細は省略した。 39 号議 案吉 田 町 同 命

副委員長 委 委 議 員長 会広報特別委員会 員 増 田 吉永 河原崎曻司 剛士 滿榮

性があるなら改善して、

平山杉野内本 邦 積 均